

東京都公安委員会告示第 2655 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 8 月 24 日

東京都公安委員会

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2 送達する書類の名称

別添のとおり

3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都品川区西品川2丁目2-27-103

落合 隼人

放置違反金納付命令書 (第 30-103-260526-206838)

大阪府大阪市北区大淀南2丁目1-1

EARTHホールディングス 株式会社

放置違反金納付命令書 (第 30-106-260430-208097)

東京都台東区松が谷3丁目20-14-701

藤田 誠吾

放置違反金納付命令書 (第 30-106-260511-421320)

東京都大田区蒲田1丁目7-17 蒲田レーベル201

花岡 優太

放置違反金納付命令書 (第 30-111-260530-208197)

東京都大田区中央5丁目20-3 LENIHEIM101

大林 慎

放置違反金納付命令書 (第 30-112-260410-204242)

東京都練馬区関町北5丁目8-3-705

石橋 徹也

放置違反金納付命令書 (第 30-215-260610-202725)

神奈川県川崎市川崎区田町2丁目6-5-530

ボンサンテ長寿有限責任事業組合

放置違反金納付命令書 (第 30-333-260601-202782)

東京都中野区東中野1丁目54-6

株式会社 CaSaDoリアルティ

放置違反金納付命令書 (第 30-435-260605-205421)

神奈川県横浜市中区伊勢佐木町5丁目127

鳳凰商事 株式会社

放置違反金納付命令書 (第 30-440-260525-204294)

茨城県鉾田市梶山1301-12

GS Enterprise 合同会社

放置違反金納付命令書 (第 30-440-260525-431061)

茨城県鉾田市梶山1301-12

GS Enterprise 合同会社

放置違反金納付命令書 (第 30-440-260526-203386)

茨城県鉾田市梶山1301-12

GS Enterprise 合同会社

放置違反金納付命令書 (第 30-440-260531-202074)

茨城県鉾田市梶山1301-12

GS Enterprise 合同会社

放置違反金納付命令書 (第 30-440-260601-203415)

1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

千葉県いすみ市岬町榎沢1554-15

小嶋 誓羅

督促状(第 30-108-260311-430096)

千葉県千葉市中央区中央2丁目3-16-610

株式会社HRS Group

督促状(第 30-108-260330-201629)

東京都葛飾区立石6丁目23-17

友良 未樹斗

督促状(第 30-110-260410-202300)

東京都港区南青山3丁目18-19

株式会社オージィ

督促状(第 30-111-260327-205472)

東京都港区南青山3丁目18-19

株式会社オージィ

督促状(第 30-111-260330-207908)

東京都港区南青山3丁目18-19

株式会社オージィ

督促状(第 30-111-260417-401047)

北海道札幌市豊平区豊平1条1丁目1-5-203

細野 倅生

督促状(第 30-221-260306-425096)

東京都練馬区高野台4丁目10-4 FUSION TAKANODAI 401

須貝 美緒

督促状(第 30-223-260204-417417)

東京都目黒区上目黒2丁目9-3-1403 レガシス中目黒

齊藤 和真

督促状(第 30-331-260205-460390)

東京都日野市南平4丁目19-2 多摩南平パークスクエア219

清水 和彦

督促状(第 30-442-260206-401108)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日(以下「送達日」という。)の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁交通部駐車対策課経由)に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)